平成２８年（フ）第６６１号
兵庫県尼崎市南塚口町２丁目35番10号　白百合303号、前住所兵庫県宝塚市雲雀丘２丁目３番５－503号
債務者　米澤小百合
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１５０号
鳥取県日野郡江府町大字佐川295番地
債務者　遠藤　武臣
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第１５２号
鳥取県米子市淀江町西原1269番地13、前住所鳥取県米子市淀江町西原1337番地97
債務者　坪倉　真由（旧姓栗原）
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第１５０号
山口県下関市椋野町１丁目１番29号　ソジャーナ・イン・クレスト　201号、前住所山口県下関市彦島迫町４丁目５番14号
債務者　川口　和美（旧姓川端）
1　決定年月日時　平成28年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第１５６号
山口県下関市伊倉町２丁目10番２号
債務者　内田江里子
1　決定年月日時　平成28年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第３２７号
愛媛県松山市中村４丁目10番35号
債務者　大谷　京子
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３３３号
愛媛県松山市柳井町２丁目６番地４　木山ビルⅡ502号
債務者　菅原　光代
1　決定年月日時　平成28年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１４号
愛媛県西条市氷見乙204番地10
債務者　小林　末子
1　決定年月日時　平成28年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第１０５号
福岡県飯塚市鯰田1329番地　三栄ハイツ201
債務者　本松　幸子
1　決定年月日時　平成28年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第１０６号
福岡県嘉麻市平1040番地６
債務者　伊藤未紗樹
1　決定年月日時　平成28年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第７１３号
北九州市八幡東区中央１丁目１番５－1203号
債務者　山下　　正
1　決定年月日時　平成28年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７９号
福岡県田川市大字川宮1404番地10
債務者　藤本　武利
1　決定年月日時　平成28年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第１１号
長崎県対馬市上県町御園217番地、前住所福岡市中央区大手門３丁目４番15号
債務者　國分　博士
1　決定年月日時　平成28年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２８年（フ）第５９号
熊本県八代市松崎町287番地３、前住所愛知県一宮市末広１丁目20番20号
債務者　齊藤　美穂
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（フ）第３８５号
大分県別府市大字鶴見3886番地の14
債務者　折井　正伸
1　決定年月日時　平成28年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３４７号
宮崎県児湯郡川南町大字川南19321番地１
債務者　園田　耕司
1　決定年月日時　平成28年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３６４号
宮崎県児湯郡新富町富田３丁目79番地、前住所札幌市中央区南９条西13丁目１番20－403号
債務者　宮田　多恵（旧姓斎藤）
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
宮崎地方裁判所破産係